

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次に該当する鷹栖町内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。)

- (1) 国の指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みであること。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書(様式第3)に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

※提出書類

- | | |
|---|----------|
| ① 中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書 | 2通 |
| ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) | 1通 |
| ③ 直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し | 2期分 |
| ④ 許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合) | 1通 |
| ⑤ 先月、当該月、翌月及び前年同期の各月売上高の実績と見込み額が確認できる資料(試算表、総勘定元帳、売上帳など)の写し | 各1通(2期分) |
- ※見込み額については軽易な表を作成すること
※資料には、住所、商号、代表者名(個人事業にあつては個人名)を記載のうえ、代表者印を押印のこと

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。
- (3) 認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-87-2111(内線257) FAX； 0166-87-2850

